

中央労基協 Report

令和7年11月

しごとより、いのち。

11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

「過労死等防止対策推進シンポジウム」のご案内については、次ページに掲載しています。



※【取組概要】等詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

発行所//公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 発行人//古賀睦之 編集人//古川内和好
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

東京会場

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の
尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加
無料
事前申込

日 時

2025年11月26日(水)
14:00~16:30 (受付13:00~)

会 場

TKP池袋カンファレンスセンター
ホール6A

(東京都豊島区南池袋2-22-1 第3高村ビル 5階・6階)

◎お申込み・特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



主催:厚生労働省

後援:東京都、豊島区、東京弁護士会

協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

令和7年1~9月中央労働基準監督署 労働災害発生状況

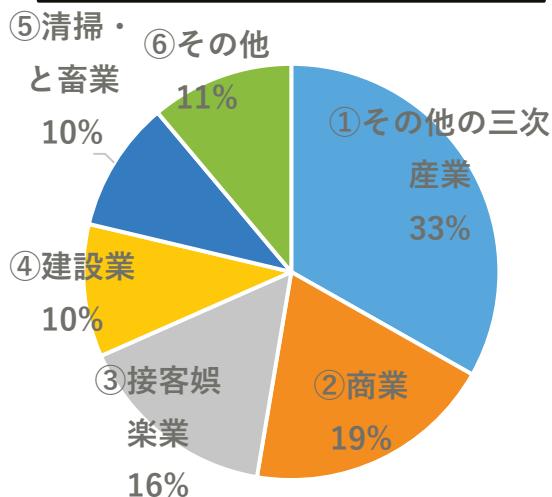
令和7年9月末日報告受理分まで速報値

令和7年9月末日における中央労働基準監督署管内の労働災害は、死亡災害が4件、休業4日以上の死傷災害は756件となっています。令和6年の同時期報告受理分と比べ、死亡災害は3件増、死傷災害は66件（9.6%）増となっています。

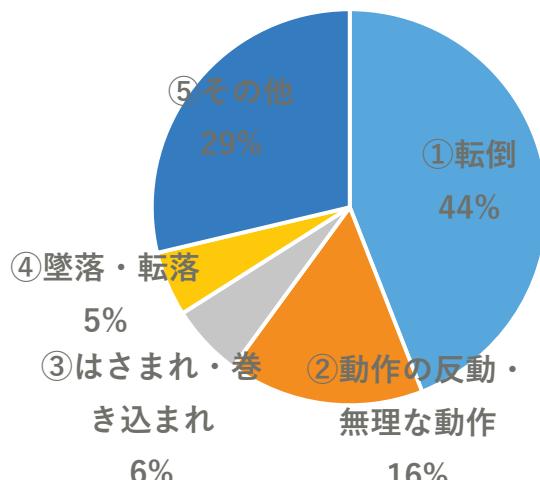
令和5年度より5か年計画で実施している第14次労働災害防止計画の目標である死亡・死傷災害5%減少（対令和4年比）は現在のところ未達成となっており、また、3年連続の死傷災害の増加となりうる状況です。このため、より一層の労働災害防止対策が求められます。業種別では、「三次産業」「建設業」「清掃・と畜業」の発生が多く、また、事故型別では、転倒災害が目立っています。

死亡災害発生状況	死傷災害発生状況
令和7年 9月末 4件	令和7年 9月末 756件
令和6年9月末 1件 (令和6年年間 1件)	令和6年9月末 690件 (令和6年年間 1027件)
前年同期比 3件増加	前年同期比 9.6%増加

R7.1~9月 業種別割合



R7.1~9月 事故型別



11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。



大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する
適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト

労災保険給付に関するQ&A

◇労働保険審査会の裁決◇

【事実】

T（株）の労働者Bは、出張命令を受け、会社の指示に基づく旅館「S荘」に宿泊していたが、被災当日勤務終了後、同僚とともに食事を兼ねて軽く飲酒した。

その後、Bは同僚と別れたあと、街で知り合った女性を同伴してホテル「W」に投宿し、同ホテル「W」部屋のテーブルの角に左手を強打し、左手を骨折した。

請求人Bは、出張中の労働災害であるとして、労働基準監督署に労災請求をした。

労働基準監督署長は、ホテル「W」に宿泊する行為は、積極的私的行為に当たるとして当該請求を不支給決定処分とした。

請求人Bはこの決定を不服とし、当該労働基準監督署長を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官に審査請求を行ったが、同審査官は審査請求を棄却した。

請求人Bはこの決定を不服とし、労働保険審査会に再審査請求を行った。

【裁決】

出張中は一応出張過程の全般について事業主の支配下にあるものとして、積極的な私的・恣意行為にわたるものを除き、それ以外は一般に出張に当然又は通常伴う行為とみられるのが相当である。

本件は、会社から指定された旅館「S荘」に被災当日も宿泊が予定されていたにもかかわらず、街で知り合った女性を同伴してホテル「W」に宿泊した際に被災したものであり、このホテル「W」に宿泊する行為は、出張に伴うべき行為ではなく、出張過程から逸脱した恣意行為であり、業務上の事由によるものとは認められないとし再審査請求を棄却した。

◆出張とは◆

いわゆる「出張」は、その目的や方法、当該事業の種類や、その事業における慣行等によって千差万別の態様をもっているが、通常「出張」といわれるものは、一般に事業主の包括的又は個別的な命令により、特定の用務を果たすために、通常の勤務地を離れて用務地へ赴いてから、用務を果たして戻るまでの一連の過程を含むもの、といってよい。

出張中は、その用務の成否や遂行方法などについて包括的に事業主に責任を負っている以上、特別の事情がない限り、一応出張過程の全般について事業主の支配下にあるといってよく、一応その過程全般に業務遂行性があるとみるのが実際的である。

しかしながら、出張中は事業主の管理下を離れているから、その間の個々の行為（行動）については事業主の拘束を受けておらず、出張者の任意（自由意思）に委ねられている。

したがって、その間には、さまざまな私的行為が行われ得るし、また、出張の性質上、ある程度私的行為が介在することは、むしろ通常あり得ることである。

出張中の個々の行為については、積極的な私用・私的行為・恣意行為等にわたるものを見除き、それ以外は一般に出張に当然又は通常伴う行為とみて、業務遂行性を認めるのが相当である。

なお、事業主から特定の旅館等を指定されているにもかかわらず、自己の都合で他所へ泊ったような場合には、業務遂行性を失っていることとなる。

※ 詳しいことは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

※ 労働保険審査請求制度については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

令和7年度講習カレンダー【令和7年11月～令和8年3月】

講習申込は3か月前の1日からできます

HPトップページ



	講習名	月	11月	12月	1月	2月	3月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習		5(木) ~ 7(金)				4(水) ~ 6(金)
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習		11(火) ~ 12(水)		28(水) ~ 29(木)		
	石綿作業主任者技能講習			9(火) ~ 10(水)			11(水) ~ 12(木)
教特 育別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育			9(火)			
法定講習等	安全衛生推進者養成講習			11(木) ~ 12(金)	酸欠事故が多発! 社内教育に!!		
	衛生推進者養成講習		18(火)				
	安全管理者選任時研修				22(木) ~ 23(金)		
受験準備講習	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)					4(水)	
	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】					17(火) ~ 19(木)	
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】					17(火) ~ 18(水)	
人事労務講習等	衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】					19(木)	
	実務講座 労働基準法等実務講座【2回セット】		20(木) 27(木)		2025年の 法改正に対応!!		
	育児介護休業等実務講座【2回セット】				21(水) 27(火)		
	女性活躍推進セミナー					13(金)	

★講座は【2回セット】で申し込むと割引価格で受講できます。2回セットでお申込の場合、第1回目の講習日をキャンセル規定基準日とします。

※会員とは、東基連本部・支部（中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部）会員をいいます。

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。

※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要な為お早めにご相談下さい】

2025/10/15現在

◇中央支部会員特典◇



中央労働基準協会支部 会員限定

応急手当普及員による
「AED使用方法と救命手順のポイント」 “無料” 講習会

AEDが必要になったとき、ためらっている時間はありません。
正しい知識を持ち、冷静に対応できる準備をしておきましょう！

アナタの職場の会議室で出張無料講習！ 東京都内限定！

- ◎ 所要時間30～40分程度を予定（応相談）
- ◎ 事業所単位・部署単位等、社員研修の一コマに！
- ◎ 少人数でも対応可能です。日程調整等、お気軽にご相談ください！

お問い合わせ先

(公社) 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部
講習課 TEL 03-3263-5060 (平日9:00～17:00)
AED無料講習申込専用フォーム《会員限定》 <https://customform.jp/form/input/211018>

AED無料講習申込専用フォーム <https://www.toukirei.jp/seminar/outline/20241101.html>

AEDで・・・アナタが救える命がある！